

短期入所（介護予防短期入所）生活介護
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人北丹後福祉会

事業所 久美浜苑及び久美浜苑くまのの里

事業者 社会福祉法人北丹後福社会

〈平成 31 年 4 月 1 日現在〉

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人北丹後福社会
法人の所在地	京都府京丹後市久美浜町 1 6 9 番地
電話番号	0772-82-1555
代表者氏名	理事長 佐藤 肇
設立年月	昭和 62 年 9 月

2. 事業所の概要

(1) ご利用施設

施設名称	久美浜苑
事業の種類	短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業
介護保険指定番号	2 6 7 2 4 0 0 0 1 3
施設の所在地	京都府京丹後市久美浜町 1 6 9 番地
電話番号、F A X	電話 0772-82-1555 F A X 0772-82-0114
ホームページ、メール	http://www.kitatango.jp メール info@kitatango.jp

施設名称	久美浜苑くまのの里
事業の種類	短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業
介護保険指定番号	2 6 7 3 3 0 0 2 4 6
施設の所在地	京都府京丹後市久美浜町栃谷 2375 番地
電話番号、F A X	電話 0772-82-1556 F A X 0772-82-1557
ホームページ、メール	http://www.kitatango.jp メール

(2) 主な職員の人員（員数のカッコ書きは、非常勤の内数）

職 種	久美浜苑員数	くまのの里員数	職 務 内 容
管理者	1	本体兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
嘱託医師	1 (1)	本体兼務	利用者の健康管理・治療に従事する。
事務職員	4 (1)	本体兼務	経理・庶務の事務全般の業務に従事する。
生活相談員	1	1	利用の申し込みに係る調整。利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。
介護支援専門員	1	本体兼務	施設におけるサービス提供の窓口としケアプランを作成する。
介護職員	22 (10)	18 (6)	利用者の介護等に従事する。
看護職員	3	2	利用者の看護や健康相談等に従事する。夜間については交代で自宅待機し緊急時に備えます。
機能訓練指導員	1	1 (兼務)	心身機能の減退を防止するための訓練を行う。
栄養士・管理栄養士	1	1 (1)	利用者の栄養管理に従事する。
調理職員	9 (3)	5 (1)	利用者の食事の提供に従事する。

(3) 主な居室及び施設の概要

○久美浜苑（特別養護老人ホーム久美浜苑 併設型）

定 員		長期 50 名、短期 8 名	静養室	1 室（22 m ² ）
居 室	4 人 部 屋	13 室（1 室 34 m ² ）	医務室	1 室（22 m ² ）
	2 人 部 屋	1 室（22 m ² ）	食堂	1 室（130 m ² ）
	個 室	4 室（1 室 17 m ² ）	喫茶室	1 室（54 m ² ）
浴 室		一般浴室と特殊浴槽	機能訓練室	1 室（73 m ² ）
			談話室	1 室（67 m ² ）

○久美浜苑くまのの里（短期入所の定員 空床型）

居室・設備の種類	室 数 等
1 人部屋	29 室（1 室 11.80 m ² ～12.47 m ² ）
共同生活室	3 室（1 室 49.50 m ² ）
浴 室	特殊浴槽 1 室、各ユニットにリフト付き浴槽 1 室
介護及び看護職員室	各 1 室

(4) 通常の送迎の実施地域 京丹後市の区域

3. 事業の目的

- (1) 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供し、要介護者の心身機能の維持、向上を図ることを目的としています。
- (2) 要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者様の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4. 施設サービス内容

(1) 短期入所生活介護計画の立案

相当期間以上にわたり継続して 4 日以上利用することが予想される利用者を対象とします。

(2) 食 事

管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。食事は出来るだけ離床して、ご希望の場所で次の時間に召し上がって頂けるよう配慮しています。

区 分	久美浜苑	くまのの里
朝 食	7 : 30	7 : 30
昼 食	11 : 30	12 : 00
夕 食	17 : 30	18 : 00

(3) 入 浴

入浴は利用者の方の状態に応じて、一般浴・特殊浴を週に2回入浴していただきます。入浴できない方は、清拭を行います。

(2) 介 護

利用者の身体状況に応じ、下記の介護を行います。

排泄、入浴、移乗、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、衣類の着脱、施設内の移動の付き添い等を行います。

(3) 機能訓練

利用者様の機能維持、日常生活動作の自立・改善を目的として行います。

楽しく広がりのある生活を送って頂けるよう努めてまいります。

(4) 口腔ケア

毎食後及び就寝前に口腔ケアを行い、口腔内の保清維持管理に努めます。

(5) 生活相談

生活相談員が、介護以外の日常生活に関することも含めご相談を伺います。

(6) 健康管理

常勤の看護職員が、血圧測定や問診等の体調管理を行います。利用者又はご家族からの、健康相談もお受けいたします。

(7) その他自立への支援

入浴・排泄・食事摂取動作等生活全般において身体能力を最大限活用した援助を行います。

利用者・家族からの意向を取り入れた介護を行います。

寝たきり防止のため、できる限り離床します。

5. 利用料金

(1) サービス利用料金（1日当たり）

サービス利用料金は、介護給付費体系の変更があった場合変更いたします。

サービス利用料金は別紙に掲げる利用料金表によって、利用者の要介護度に応じた利用料金に、各種加算額を加えた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

(2) その他の料金

① 理美容代 業者に支払う実費相当分

② 地域外送迎費用

京丹後市以外の地区への送迎は右表の通り別途請求いたします。

豊岡市	一律	500円
その他の地域	一律	1,000円

(3) 支払い方法

短期入所生活介護利用翌月の20日（土日・祝祭日の場合は20日以降の直近金融機関営業日）に、ご指定の口座より引き落としにてお支払いいただきます。

6. 苦情処理

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

手順

- ・ 苦情受付担当、苦情受付責任者、第三者委員を設け、施設内に掲示し利用者・家族に周知します。
- ・ 匿名の苦情を傾聴するため苦情受付箱を受付に設置します。
- ・ 苦情受付担当者は、苦情申出人から事実関係を把握し、適切に処理します。
- ・ 申し出られた苦情内容を真摯に受け止め、サービスの向上、改善に努めます。

体制

- ・ 事業所に苦情受付担当者及び苦情解決責任者をおきます。
- ・ 苦情解決を迅速かつ公正に推進する第三者委員を設置します。

(2) 事業所における受付

久美浜苑 担当：相談・苦情係 介護課長兼務生活相談員 富森律彦
電 話：0772-82-1555

久美浜苑くまのの里 担当：相談・苦情係 生活相談員 小林真由美
電 話：0772-82-1556

(3) 公的機関の相談・苦情窓口

京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課 電話：0772-69-0330

京都府国民健康保険団体連合会 電話：075-354-9099

7. 緊急時の対応

利用者に心身上の異変が生じた場合には、家族等に連絡するとともに、主治医又は協力病院へ連絡するなど速やかに必要な措置を講ずることとします。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡するとともに、関係市町村及び担当の介護支援専門員、主治医へ連絡するなど速やかな措置を講ずることとします。

9. 損害賠償責任について

サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者及び家族の生命や身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者及びそのご家族に対して損害を賠償することとします。

10. 感染症対策について

施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症予防マニュアルに基づき必要な措置を講ずることとします。

11. 床ずれ防止について

床ずれが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する為必要な措置を講ずることとします。

12. 身体拘束の制限について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為をおこないません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、家族等の同意を頂き、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、理由を記録するものとします。

13. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護支援専門員関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等関係法令に従って、適正に取り扱います。
- (2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では使用しないものとし、外部への情報提供については、別途定める「個人情報の利用目的」に沿って、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

14. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 共同生活に秩序を持ち、相互の親睦に努めるものとし、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (2) 施設の清潔、環境衛生の保持の為に施設に協力しなければなりません。
- (3) 指定した場所以外での火気の取り扱い、施設、設備の破損、その他施設の秩序を乱し、又は安全衛生を害する行為を行ってはなりません。
- (4) 他の利用者等に対して宗教活動及び政治活動は遠慮すること。

15. 協力医療機関

医療機関の名称	京丹後市立久美浜病院
所在地	京都府京丹後市久美浜町 161 番地
電話番号	0772-82-1500

16. 非常災害対策

管理者は、当施設の定める防災計画に基づき、防災の万全を期すとともに、非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び計画的に避難訓練等を実施します。

災害時の対応	当法人の防災計画に基づき、利用者を安全な場所へ適確に避難誘導する。
防災設備	消火器、スプリンクラー設備、自動火災報告設備、誘導灯 屋内消火栓（久美浜苑）、ガス漏れ火災警報機（久美浜苑）
防災訓練	年 2 回実施
防火責任者	副施設長 増田隆司（久美浜苑）総務課 荒田大（くまのの里）

17. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の 実施状況	① あり	実施日（久美浜苑）	令和元年 10 月 29 日
		〃（くまのの里）	令和元年 10 月 8 日
		評価機関名称	NPO 法人 きょうと介護保険にかかわる会
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

同意書

サービスの開始にあたり、利用者又はその家族に対して本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

〈事業者名〉 社会福祉法人北丹後福社会

〈住所〉 京都府京丹後市久美浜町 169 番地

〈説明者名〉

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、その内容を十分理解し、事業者の定める利用料の支払いに関して同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所

氏 名

印

〈代理人〉

住所

氏 名

印

【久美浜苑併設型短期入所生活介護の1日当たり利用料金表】

多床室（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

基本部分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	586	654	724	792	859
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	13	13	13	13
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18	18	18	18
居住費	855	855	855	855	855
食費	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
合 計	2,864	2,932	3,002	3,070	3,137

*食費1日当たり1,392円については、1食ごとに設定します。（朝食302円 昼食555円 夕食535円）

従来型個室（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

基本部分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	586	654	724	792	859
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	13	13	13	13
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18	18	18	18
居住費	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
食費	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
合 計	3,180	3,248	3,318	3,386	3,453

*食費1日当たり1,392円については、1食ごとに設定します。（朝食302円 昼食555円 夕食535円）

その他加算（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域（京丹後市内）の送迎の場合	片道につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1日3回限度
機能訓練指導体制加算	12	専従の機能訓練指導員を配置して計画に基づき実地する	1日につき
緊急短期入所受入加算	90	緊急時に短期入所を行った場合1日～7日（最大14日まで）	1日につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ 〃 特定処遇改善加算Ⅰ	8.3% 2.7%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。（ ）内は、従来型個室の負担限度額です。（単位：円）

区分	対象者	居住費	食費
利用者負担 第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者で高齢年金受給者 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	0 (320)	300
利用者負担 第2段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税非課税者で課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	370 (420)	390
利用者負担 第3段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税非課税者で上記第2段階以外の方 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	370 (820)	650

【久美浜苑併設型介護予防短期入所生活介護の 1 日当たり利用料金表】

(1 割負担の場合の料金表)

(単位：円)

基本部分	従来型個室		多床室	
	要支援 1	要支援 2	要支援 1	要支援 2
サービス利用料金	438	545	438	545
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18	18	18	18
居住費	1,171	1,171	855	855
食 費	1,392	1,392	1,392	1,392
合 計	2,985	3,126	2,703	2,810

*食費 1 日当り 1,392 円については、1 食ごとに設定します。(朝食 302 円 昼食 555 円 夕食 535 円)

その他加算 (1 割負担の場合の料金表)

(単位：円)

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域(京丹後市内)の送迎の場合	片道につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1 日 3 回限度
機能訓練指導体制加算	12	専従の機能訓練指導員を配置して計画に基づき実地する	1 日につき
介護職員処遇改善加算 I	8.3%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1 月につき
〃 特定処遇改善加算 I	2.7%	〃	

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。() 内は、従来型個室の負担限度額です。(単位：円)

区分	対象者	居住費	食 費
利用者負担 第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者で老齢年金受給者 ・かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円(夫婦で 2,000 万円)以下	0 (320)	300
利用者負担 第 2 段階	・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税非課税者で課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 ・かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円(夫婦で 2,000 万円)以下	370 (420)	390
利用者負担 第 3 段階	・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税非課税者で上記第 2 段階以外の方 ・かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円(夫婦で 2,000 万円)以下	370 (820)	650

【久美浜苑くまのの里 空床型短期入所生活介護の1日当たり利用料金表】

個 室（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

基本部分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	684	751	824	892	959
2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18	18	18	18
3. 夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	18	18	18	18	18
4. 看護体制加算（Ⅰ）	4	4	4	4	4
5. 看護体制加算（Ⅱ）	8	8	8	8	8
6. 居住費	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
7. 食 費	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
合 計	4,130	4,197	4,270	4,338	4,405

*食費1日当たり1,392円については、1食ごとに設定します。（朝食302円 昼食555円 夕食535円）

その他加算（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域（京丹後市内）の送迎の場合	片道につき
夜勤職員配置加算	18	夜勤時間帯を通じて配置基準よりも1人以上配置	1日につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1日3回限度
機能訓練指導体制加算	12	専従の機能訓練指導員を配置して計画に基づき実地する	1日につき
緊急短期入所受入加算	90	緊急時に短期入所を行った場合1日～7日（最大14日まで）	1日につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ 〃 特定処遇改善加算Ⅰ	8.3% 2.7%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。

（単位：円）

区分	対象者	居住費	食 費
利用者負担 第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者で高齢年金受給者 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	820	300
利用者負担 第2段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税非課税者で課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	820	390
利用者負担 第3段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税非課税者で上記第2段階以外の方 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	1,310	650

【久美浜苑くまのの里 空床型介護予防短期入所生活介護の 1 日当たり利用料金表】

個 室（要支援者）（1 割負担の場合の料金表） （単位：円）

基本部分	要支援 1	要支援 2
サービス利用料金	514	638
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18
居住費	2,006	2,006
食 費	1,392	1,392
合 計	3,930	4,054

*食費 1 日当り 1,392 円については、1 食ごとに設定します。（朝食 302 円 昼食 555 円 夕食 535 円）

その他加算（1 割負担の場合の料金表） （単位：円）

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域（京丹後市内）の送迎の場合	片道につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1 日 3 回限度
機能訓練指導体制加算	12	専従の機能訓練指導員を配置して計画に基づき実地する	1 日につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ 〃 特定処遇改善加算Ⅰ	8.3% 2.7%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1 月につき

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。

（単位：円）

区分	対象者	居住費	食 費
利用者負担 第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税者で高齢年金受給者 ・かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下	820	300
利用者負担 第 2 段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税非課税者で課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 ・かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下	820	390
利用者負担 第 3 段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税非課税者で上記第 2 段階以外の方 ・かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下	1,310	650